

中学2年男子自殺事案 ①(イメージ)

中学2年男子生徒の自殺事案(1号重大事態)。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとりしていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。

	事案の経緯
1年時の学級	・クラスの雰囲気は比較的落ち着いて穏やかであった。 ・4月及び5月、席の近い他の生徒と言葉のトラブルがあり、当該生徒(以下「A」という。)は複数回苦情を申し立て、担任がその都度対応していた。 ・2月、生活記録ノートに「さいきんちょうしが悪い。部活が特に大変だ。もうさいきんなにもかもだめだし絶滅に駆られるときがあり死にたいと思ったときがけっこうありました。」と記載。<u>担任は「死にたい」という記載に驚き、周囲の教員に話した。Aに事情を聞くと何ともない様子であったため、重くは受け止めなかった。</u>また、ノートについては、励ましのコメントを付し、翌日、Aはコメントを見て前向きになったことをうかがわせる記述をしている。
1年時の部活	・Aは同学年の中で数少ない初心者だったが、特に先輩から可愛がられていた。 ・7月、他の部員とは技術面で大きな差があったが、他の部員から経験者と同様に強めのパスを出されていた。失敗も多く、強い語調で声掛けをされていた。<u>Aはいじめであると顧問に訴え、顧問が5人の部員を指導した。</u> ・9月、再び部員から強いパスや厳しい声掛けをされるようになり、<u>Aは父及び祖父に部活内でのいじめが続いていると訴えた。保護者が顧問に話し、学校が部員に対し指導を行った</u>(関係教職員及び校長には情報共有がなされた。)
1年時の学校の対応	・1年時の担任は小学校から引継事項あり。 ・4月の学年会において、学校全体として対応していくことを確認。 ・部活動の事案については、関係職員及び校長には情報共有されていたが、学校全体では共有されておらず、解決が図られたため、いじめもしくはいじめの前段階にあるものとして認識されていなかった。 ・<u>「死」に関する記載については、組織的に共有された形跡はなかった。</u>

中学2年男子自殺事案 ②（イメージ）

	事案の経緯
2年時の学級	・4人の体育会系の生徒が、室内でも明るくはしゃいでその場を盛り上げることがあり、一部の生徒は迷惑に感じていた。 ・4月、Aの生活記録ノートに他生徒の言動を不快に思う記載があり、担任は見守っていたが、同生徒と普段どおりに話したりじゃれあったりしており、ノートの記載と実態との間にギャップがあると担任は感じた。 ・5月、<u>行事の練習で悪口を言われるなどし、ノートに「氏にたい」と記載。担任はAから事情を確認し、前記4人の生徒を指導した。</u> ・6月、他の生徒と肩がぶつかり、言い合いとなり、Aは殴られて泣き出した。当日のノートには喧嘩をした旨記載。 ・6月、前記4人の生徒から繰り返しちょっかいをかけられたり、小突かれたりしていた。Aは攻撃に対し、反撃することもあったが、関係性を根本的に覆すことはできなかった。 ・6月、ノートに「もう生きるのにつかれてきたような気がします。氏んでいいですか？（たぶんさいきんおきるかな。）」と記載。翌日も「もう市ぬ場所はきまってるんですけどねw」と記載。6日後に、Aは自死した。
2年時の部活	・経験者の多い2年生が中心となるチームになったが、Aは1年生と一緒に練習することもあった。 ・便宜上ベンチ入りするため、プレイヤーではなくマネージャーとなり、不満を抱いていた一方で、意欲的に取り組む面もあった。
2年時の学校の対応	・2年時の担任は、前年度もAの学年を担当しており、Aの教科担当として様子を見ていたことから、特段の引継ぎはなかった。なお、部活動の事案の存在は知っていた。 ・5月及び6月のアンケートに学級内で悪口、仲間はずれ、暴力をする生徒がおり、困っている旨記載しており、<u>担任が面談するなどの対応をしていたが、学年や学校全体としての情報共有はなかった。</u> ・<u>担任は、学級の中で最もAに手をかけ、日常的に声を掛けたり、友達づくりを試みたりしていた。</u> ・<u>生活記録ノートに「死」に関することを記載（4月は1回、5月は1回、6月は3回）しており、担任は気遣うコメントを付したり、行動を観察し、声掛けを行っていたが、Aは「大丈夫です。」と述べ、ケラケラ笑うような様子であった。</u>ノートの記述と対面での反応にギャップがあり、<u>生活ノートの記述は関心を誘う目的であると担任は認識するようになった。</u>また、「死」に関する記述について、組織的に共有されることはなかった。 ・提出物について担任が4月に父親に連絡したところ、<u>Aから保護者に連絡しないでほしい旨希望があり、担任は保護者に連絡することに躊躇していた。</u>ノートに記載されていた「死」に関することは、本人に確認した上で、父親に話すか否かを判断しようと考えていた。

中学2年男子自殺事案 ③（イメージ）

学校における取組等の問題点

学校における 平時の 取組・状況

- ・学校いじめ防止基本方針に記載されているいじめの具体的態様の例示がいじめの定義を限定的に解釈しかねない記載（「しつこく」、「意図的」などの言葉を付加する等）であった。
- ・学校いじめ防止基本方針には、いじめ対策のための組織の日常的業務が規定されており、いじめ対策委員会は設置されていたが、他の組織との分掌が曖昧であり、名目的な組織となっていた。
- ・学校いじめ防止基本方針には、学校いじめ対策委員会の業務として、いじめに関する研修の企画立案、未然防止及び早期発見の取組、アンケート及び教育相談の実施と結果報告、いじめ防止に関する生徒の主体的な取組の推進に関することが規定されていたが、研修は計画通り実施されておらず、アンケート及び教育相談については、実施されていたものの、Aがアンケートで訴えていた内容については、組織的に共有されていなかった。
- ・年度当初の職員会議では、学校いじめ防止基本方針が議題として取り上げられたが、どの程度の報告と議論がなされたのかは不明である。
- ・いじめ、自殺等に関する諸資料は担当者に回覧されていたが、職員への周知・徹底は不十分であった。
- ・教職員間でも法に則ったいじめの定義が共通認識されておらず、Aの状況がいじめと捉えられなかった。

本事案への 対処

- ・Aのいじめへの対応は、担任一人で行われていた。
- ・Aの1年時の担任は初任であり、他の教員からサポートを受けていた。一方、2年時の担任と学年主任は指導力の高さを評価されていたベテラン教員であり、生徒指導観に相違があり、積極的にコミュニケーションを取る関係ではなく、他の教員からのサポートは不十分であった。
- ・2年時の担任は、2学年の担当教員の中で年長者であり、自らが率先して生徒指導の先頭に立たなければならないという気持ちを生み、Aの問題を抱え込んでしまった。
- ・Aはいじめ被害を訴えていたが、養護教諭やスクールカウンセラー（SC）に相談していなかった。（調査では、保健室の利用のしにくさが指摘されていた。また、SCの面談は希望した生徒の他、養護教諭が必要と判断した生徒のみ実施されていた。）
- ・規定と異なる経路で情報共有がなされており、生徒指導組織の在り方が曖昧であり、担当者によって、運用の成否が左右されていた。

中学2年男子自殺事案 ④（イメージ）

自殺のサインと再発防止の提言

希死念慮の 表明と対応	・担任とやりとしていた生活記録ノートには、「もう死にたい」、「氏んでいいですか？（たぶんさいきんおきるかな。）」、「もう市ぬ場所はきまってるんですけどね」等、<u>事案に至るまで「死」に関する記載を6度（1年時に1度、2年時に5度）表明している。</u> ・1年生のときから、周囲に何度か「死にたい」と話していた。 ・ノートの「死」に関する記載に対し、1年時の担任は周囲の教職員に話したが組織的な共有には至っていない。<u>2年時は、「教師の気を引きたい」というA独特のコミュニケーションの方法の一つとして理解し、教職員に共有されることも保護者に報告されることもなかった。</u>
自殺の 危険因子	・自傷行為、心の病は見受けられなかった。 ・他者の行動を被害的に受け取りやすい性格。 ・2年時の学級にはアンケートでAと親友だったと答えた生徒はおらず、部活動でも同学年では1人の部員以外と親しくなれず、<u>孤独感を感じていたことが推測される。</u>
自殺直前の サイン	・1年時の1月、SNS上に、キャラクターが電車にひかれそうになり逃げている画像を投稿。 ・2年時の4月、「最近家でも学校でもどこでもイライラするような気がします。」と生活記録ノートに記載。 ・2年時の6月、繰り返されるいじめについて、ノートに「またこりずにやってきた。もうほんとをやめてほしい。ますますイライラがたまりますよ。本当に。」と記載。 ・2年時の5月以降、断続的に体調不良を訴え、保健室を訪れたり、欠席したりしていた。生活記録ノートにも繰り返し身体症状を記載しており、自身の悩みと身体症状の関係を自覚していた。
自殺の原因 （報告書の 結論）	・<u>学級、部活動、家庭など様々な要因が長い時間をかけて積み重なり、死にたいとの気持ちを持つことにつながった。</u> ・いじめにより希死念慮を募らせたであろうことまでは推測できる。 ・自殺の理由を示す遺書のようなものがなく、自殺前の様子がほとんどつかめておらず、自殺に至る経緯、特に直前の心情は明確ではないため、<u>自殺の主な原因が何であったか断定することは避けるべきと判断する。</u>
学校及び教職員 に対する 報告書の提言	・いじめ防止対策推進法、国、学校の基本方針の趣旨を理解し、誠実に履行すること。 ・学校のいじめ対策組織を、いじめ防止のための主導的役割を果たす責任を持った常設組織として機能させること。 ・「心の居場所」としての保健室やSCによる相談室を有効活用すること。 ・本事案については、<u>学校と保護者との信頼関係が構築されなかったことが対応において大きな問題</u>であり、他職種・他機関との連携が求められること。 ・生徒間のトラブルが生じた場合は一時的介入のみならず、トラブルをいじめの兆候としてとらえ、経過観察を行うこと。 ・<u>生徒が希死念慮を表明した場合、教員一人が安易に対応を判断せず、適切な情報共有を行うこと。</u> ・教職員同士、教職員と保護者との信頼感の構築を全教職員が一丸となって取り組むこと。 ・生徒自らがいじめの原因を分析したり、解決策を構築したりする取組を促進すること。